【報告書裏面】
【共通項目】

【項目1】取引種類		【項目2】証券発行体の区分		【項目3】約定年月日		【項目4】報告者コード		【項目5】			【項目6】書類番号	
								新定区分（任意記定保有期間）				
コード	定義	コード	定義			コード	定義	コード	定義		（4桁）	
20	顧客からの買入	01	外貨証券：非居住者発行	YYYYMMDD	西暦年月日（8桁）	（5桁）	日本銀行が通知する5桁コード	10	確定記定			報告書記載（00001～）
21	顧客への売却	02	外貨証券：居住者発行					11	任意記定			
22	非居住者への売却による売却	03	円貨証券：非居住者発行					<ブランク>	確定記定を保有しない報告書			
23	非居住者からの買戻しの契約	04	円貨証券：居住者発行									

【明細項目】

【項目7】				【項目8】						【項目9】		【項目10】		【項目11】		【項目12】		【項目13】
証券発行体の所在国又は地域又は非居住者投資家の所在国又は地域				証券種類（外貨証券）又は証券種類（円貨証券）		証券種類コード				証券銘柄コード（円貨証券）		銘柄区分		外貨証券取引の場合取引区分・受託有区分		売買金額		決済年月
証券発行体の本店又は支店所在地		コード	定義			コード	定義			コード	定義	コード	定義	コード	定義		通貨コード	
																	コード 定義	
外貨証券	非居住者発行	発行体の所在国又は地域	（3桁） 本邦内閣府令に定める国又は地域番号	証券種類名称を記入	100 株式					<ブランク>		00 申告銘柄（1年超）		100 自己取引（証券会社と投資家取引）		未千円単位（千ポンド単位）	（3桁） <下表参照>	YYYYMM 西暦年月（6桁）
					110 株式配当									200 媒介等又は金融商品取引業者を相手とする取引				
					120 新株予約権等							01 短期（1年以内）		（媒介等又は金融商品取引業者の場合、取引者又は代理による非居住者との取引）				
					160 投資信託に係る株式及び受益証券									支払代理による非居住者との取引）				
					210 国債							<ブランク>	株式等	300 一般法人				
					220 政府関係債									310 銀行等（銀行勘定）				
					230 国際機関債									320 銀行等（信託勘定）				
					240 地方債									330 信託銀行（銀行勘定）				
					250 その他債券（金融機関）									340 信託銀行（信託勘定）				
					310 証券投資信託									350 金融商品取引業者（証券会社を含む）（信託勘定含む）（投資信託委託会社を除く）				
					320 コマーシャル・ペーパー									360 証券保険会社				
					399 その他の証券									370 投資信託委託会社				
														380 登録投資法人（投資法人を含む）（金融商品取引業者）				
														390 その他				
														400 中央銀行				
円貨証券	非居住者発行	発行体の所在国又は地域	（3桁） 本邦内閣府令に定める国又は地域番号	証券種類名称を記入	100 株式					（4桁） 証券コード協議会が定める4桁コード		00 申告銘柄（1年超）		<ブランク>		百万円単位		YYYYMM 西暦年月（6桁）
					120 新株予約権等													
					160 投資信託に係る株式及び受益証券							01 短期（1年以内）						
					210 国債													
					220 政府関係債													
					230 国際機関債													
					240 地方債													
					250 地方債													
					260 金融債													
					270 社債													
					280 円貨債券													
					310 証券投資信託													
					320 コマーシャル・ペーパー													
					499 その他の証券													

【項目14】

通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード
日本円	101	インド・ルピー	117	シンガポール・ドル	133	バーレーン・ディナール	149	モロッコ・ディルハム	165
アメリカ・ドル	102	インド・ルピー	118	新台湾ドル	134	パプアニューギニア・キナ	150	ルクセンブルク・フラン	166
ユーロ	103	インドネシア・ルピア	119	スペイン・ペセタ	135	バングラデシュ・タカ	151	ルーマニア・レイ	167
カナダ・ドル	104	ウェスプ・パプ	120	スウェーデン・クローネ	136	フィジー・ドル	152	ロシア・ルーブル	168
中国元	105	ヘネズエラ・ボリーバル	121	スロバキア・コルナ	137	フィリピン・ペソ	153	ＢＣＵ	169
フランス・フラン	106	オーストリア・ドル	122	セーシェル・ルピー	138	フィンランド・マルカ	154	ＳＤＲ	170
イタリア・リラ	107	オーストリア・シリング	123	タイ・バーツ	139	ブラジル・トプル	155	ユーロ	171
オランダ・ギルダー	108	ギマーン・リアル	124	タヒチ・パシフィック・フラン	140	ブルネイ・ドル	156	ギリ・ペソ	172
スウェーデン・クローネ	109	カタール・リアル	125	チェコ・コルナ	141	ベルー・ヌエボ・ソル	157	ハンガリー・フォリント	173
スイス・フラン	110	韓国ウォン	126	デンマーク・クローネ	142	ポルトガル・エスクード	158	ポーランド・スロチ	174
スターリング・ポンド	111	キリシャ・ドラマ	127	トリニダード・トバゴ・ドル	143	香港ドル	159	ルワンダ・フラン	175
アイスランド・ポンド	112	クウェート・ディナール	128	トルコ・リラ	144	マレーシア・リンギット	160	イスラエル・シェケル	176
アラブ首長国連邦ディルハム	113	ケニア・シリング	129	ナイジェリア・ナイラ	145	南アフリカ・ランド	161	カンボジア・リエル	177
アルゼンチン・ペソ	114	コロンビア・ペソ	130	ニュージーランド・ドル	146	ミャンマー・チャット	162	ベトナム・ドン	178
イラク・ディナール	115	サウジアラビア・リアル	131	ノルウェー・クローネ	147	メキシコ・ペソ	163	ラオス・キップ	179
イラン・リアル	116	ヨルダン・ディナール	132	パキスタン・ルピー	148	モーリシャス・ルピー	164	その他	999

【項目1】 取引種類
居住者の買入を「20」、売却を「21」として記入すること。また、償還金に係る取引については、円払証券の買戻を非居住者から受けている者が当該証券の元本の償還金を受領した（非居住者へ支払った）場合は「22」として、外貨証券においては、自己の保有する証券又は居住者から買戻を受けている証券の元本の償還金の受領があった場合を「23」として記入すること。

【項目2】 証券発行体の区分
外貨証券において、非居住者発行のものを「01」、居住者発行のものを「02」とし、円払証券では非居住者発行のものを「03」、居住者発行のものを「04」として記入すること。

【項目3】 約定年月日
年表示は西暦（4桁）で記入し、月表示は「01」から「12」として記入すること（報告年月日及び期理項目の決済年月に同じ）。
日付は8桁で記入すること。この際、本書等第3決の期定により報告するまは、実際の営業日に該当する「01」から「31」を記入し、それ以外の者は、「99」とすること。

【項目4】 報告者コード
日本銀行（国際局）が通知する5桁コードを記入すること。

【項目5】 新定区分
債証勘定を保有する銀行等における銀行勘定を「10」、同債証勘定を「11」として記入すること（債証勘定を保有しない報告者はブランク）。

【項目6】 書類番号
報告者ごとに00001番からの連続番号を記入すること。

【項目7】 証券発行体の所在国又は地域又は非居住者投資家の所在国又は地域
非居住者発行証券に係る取引は当該証券の発行体の所在国又は地域を、居住者発行証券に係る取引は当該取引の相手方の所在国又は地域をそれぞれ末尾番号別表第2に定める国又は地域番号により記入すること。
－外国にある事業所に登録する目的で同じ外国に滞在しているなど非邦国籍を有する非居住者との取引は、当該非居住者の所在国又は地域を記入すること。

【項目8】 証券種類（外貨証券）又は証券種類（円貨証券）
外貨証券の場合は証券種類名称を、円払証券の場合は証券銘柄コードに対応する具体的な証券銘柄名称をそれぞれ記入すること。
－円払証券は、証券種類コード名称の記入を要さないが、証券種類コードは記入すること。

【項目9】 証券銘柄コード（円払証券）
円払証券の記入にあっては、証券コード協議会（金融商品取引所が選出した委員及び業界委員をもって組織されたもの。）の定める銘柄コード（4桁）を記入すること。
－非上場の証券であってコード番号の付されていない証券は、コード番号を「9999」とする。

【項目10】 銘柄区分
負債性証券等について償還約定期間が1年を超えるものを中長期（00）、1年以内のものを短期（01）とすること。

【項目11】 外貨証券取引の場合取引区分・受託有区分
外貨証券売買取引について非居住者との直接取引（自己取引100）とし、本邦に所在する銀行等又は金融商品取引業者を経由する取引（以下「経由取引」という。）を区分して記入すること。
－経由取引にあっては、外国証券会社などの取引を本邦に所在する銀行等又は金融商品取引業者に取次ぎなどを依頼した場合を「200」として記入すること。
また、経由となる取引の依頼を受けた銀行等又は金融商品取引業者は、当該取引を自己取引に準じて記入するほか依頼者について上記表中の「一般法人（300）」から「中央銀行（400）」の11業種を分けて記入すること。
なお、円払証券売買取引については、本邦に所在する銀行等又は金融商品取引業者を経由して非居住者と行なった取引を除いて報告すること。また、前記の経由となる取引の依頼を受けた銀行等又は金融商品取引業者は、当該取引を自己取引に含めて報告すること。

【項目12】 売買金額、原価償却コード
売買金額は外貨証券に係る報告については未千ドル単位で、円払証券に係る報告については百万円単位で記入すること（単位未満は四捨五入）。
また、当該証券の券面通貨についてコード表に従い記入すること。

【項目13】 決済年月
当該売買契約に係る決済年月を記入する（年月の記入は【項3】に準ずる。）。

【報告書裏面】
【共通項目】

【項目1】取引種類		【項目2】証券発行体の区分		【項目3】約定年月日		【項目4】報告者コード		【項目5】			【項目6】書類番号	
								新定区分（任意記定保有期間）				
コード	定義	コード	定義			コード	定義	コード	定義		（4桁）	
20	顧客からの買入	01	外貨証券：非居住者発行	YYYYMMDD	西暦年月日（8桁）	（5桁）	日本銀行が通知する5桁コード	10	確定記定			報告書記載（00001～）
21	顧客への売却	02	外貨証券：居住者発行					11	任意記定			
22	非居住者への売却による買戻しの契約	03	円貨証券：非居住者発行					<ブランク>	確定記定を保有しない報告書			
23	非居住者からの買戻しの契約	04	円貨証券：居住者発行									

【明細項目】

【項目7】				【項目8】						【項目9】		【項目10】		【項目11】		【項目12】		【項目13】
証券発行体の所在国又は地域又は非居住者投資家の所在国又は地域				証券種類（外貨証券）又は証券種類（円貨証券）		証券種類コード				証券銘柄コード（円払証券）		銘柄区分		外貨証券取引の場合取引区分・受託有区分		売買金額		決済年月
証券発行体の本店又は支店所在地		コード	定義			コード	定義			コード	定義	コード	定義	コード	定義		通貨コード	
																	コード 定義	
外貨証券	非居住者発行	発行体の所在国又は地域	（3桁） 本邦内閣府令に定める国又は地域番号	証券種類名称を記入	100 株式					<ブランク>		00 申告銘柄（1年超）		100 自己取引（証券会社と投資家取引）		未千円単位（千ポンド単位）	（3桁） <下表参照>	YYYYMM 西暦年月（6桁）
					110 株式配当									200 媒介等又は金融商品取引業者を相手とする取引				
					120 新株予約権等							01 短期（1年以内）		（媒介等又は金融商品取引業者の場合、取引者又は代理による非居住者との取引）				
					160 投資信託に係る株式及び受益証券									支払代理による非居住者との取引）				
					210 国債							<ブランク>	株式等	300 一般法人				
					220 政府関係債									310 銀行等（銀行勘定）				
					230 国際機関債									320 銀行等（信託勘定）				
					240 地方債									330 信託銀行（銀行勘定）				
					250 その他債券（金融機関）									340 信託銀行（信託勘定）				
					310 証券投資信託									350 金融商品取引業者（証券会社を含む）（信託勘定含む）（投資信託委託会社を除く）				
					320 コマーシャル・ペーパー									360 証券保険会社				
					399 その他の証券									370 投資信託委託会社				
														380 登録投資法人（投資法人を含む）（金融商品取引業者）				
														390 その他				
														400 中央銀行				
円貨証券	非居住者発行	発行体の所在国又は地域	（3桁） 本邦内閣府令に定める国又は地域番号	証券種類名称を記入	100 株式					（4桁） 証券コード協議会が定める4桁コード		00 申告銘柄（1年超）		<ブランク>		百万円単位		YYYYMM 西暦年月（6桁）
					120 新株予約権等													
					160 投資信託に係る株式及び受益証券							01 短期（1年以内）						
					210 国債													
					220 政府関係債													
					230 国際機関債													
					240 地方債													
					250 地方債													
					260 金融債													
					270 社債													
					280 円貨債券													
					310 証券投資信託													
					320 コマーシャル・ペーパー													
					499 その他の証券													

【項目14】

通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード
日本円	101	インド・ルピー	117	シンガポール・ドル	133	バーレーン・ディナール	149	モロッコ・ディルハム	165
アメリカ・ドル	102	インド・ルピー	118	新台湾ドル	134	パプアニューギニア・キナ	150	ルクセンブルク・フラン	166
カナダ・ドル	103	インドネシア・ルピア	119	スペイン・ペセタ	135	バングラデシュ・タカ	151	ルーマニア・レイ	167
中国元	104	ウェスプ・パプ	120	スウェーデン・クローネ	136	フィジー・ドル	152	ロシア・ルーブル	168
フランス・フラン	105	ヘネズエラ・ボリーバル	121	スロバキア・コルナ	137	フィリピン・ペソ	153	ＢＣＵ	169
イタリア・リラ	106	オーストリア・ドル	122	セーシェル・ルピー	138	フィンランド・マルカ	154	ＳＤＲ	170
オランダ・ギルダー	107	オーストリア・シリング	123	タイ・バーツ	139	ブラジル・トプル	155	ユーロ	171
スウェーデン・クローネ	108	ギマーン・リアル	124	タヒチ・パシフィック・フラン	140	ブルネイ・ドル	156	ギリ・ペソ	172
スイス・フラン	109	カタール・リアル	125	チェコ・コルナ	141	ベルー・ヌエボ・ソル	157	ハンガリー・フォリント	173
スターリング・ポンド	110	韓国ウォン	126	デンマーク・クローネ	142	ポルトガル・エスクード	158	ポーランド・スロチ	174
アイスランド・ポンド	111	キリシャ・ドラマ	127	トリニダード・トバゴ・ドル	143	香港ドル	159	ルワンダ・フラン	175
アラブ首長国連邦ディルハム	112	クウェート・ディナール	128	トルコ・リラ	144	マレーシア・リンギット	160	イスラエル・シェケル	176
アルゼンチン・ペソ	113	ケニア・シリング	129	ナイジェリア・ナイラ	145	南アフリカ・ランド	161	カンボジア・リエル	177
イラク・ディナール	114	コロンビア・ペソ	130	ニュージーランド・ドル	146	ミャンマー・チャット	162	ベトナム・ドン	178
イラン・リアル	115	サウジアラビア・リアル	131	ノルウェー・クローネ	147	メキシコ・ペソ	163	ラオス・キップ	179
イラク・ディナール	116	ヨルダン・ディナール	132	パキスタン・ルピー	148	モーリシャス・ルピー	164	その他	999

【項目1】 取引種類
居住者の買入を「20」、売却を「21」として記入すること。また、償還金に係る取引については、円払証券の買戻を非居住者から受けている者が当該証券の元本の償還金を受領した（非居住者へ支払った）場合は「22」として、外貨証券においては、自己の保有する証券又は居住者から買戻を受けている証券の元本の償還金の受領があった場合を「23」として記入すること。

【項目2】 証券発行体の区分
外貨証券において、非居住者発行のものを「01」、居住者発行のものを「02」とし、円払証券では非居住者発行のものを「03」、居住者発行のものを「04」として記入すること。

【項目3】 約定年月日
年表示は西暦（4桁）で記入し、月表示は「01」から「12」として記入すること（報告年月日及び期理項目の決済年月に同じ）。
日付は8桁で記入すること。この際、本書等第3決の期定により報告するまは、実際の営業日に該当する「01」から「31」を記入し、それ以外の者は、「99」とすること。

【項目4】 報告者コード
日本銀行（国際局）が通知する5桁コードを記入すること。

【項目5】 新定区分
債証勘定を保有する銀行等における銀行勘定を「10」、同債証勘定を「11」として記入すること（債証勘定を保有しない報告者はブランク）。

【項目6】 書類番号
報告者ごとに00001番からの連続番号を記入すること。

【項目7】 証券発行体の所在国又は地域又は非居住者投資家の所在国又は地域
非居住者発行証券に係る取引は当該証券の発行体の所在国又は地域を、居住者発行証券に係る取引は当該取引の相手方の所在国又は地域をそれぞれ末尾番号別表第2に定める国又は地域番号により記入すること。
－外国にある事業所に登録する目的で同じ外国に滞在しているなど非邦国籍を有する非居住者との取引は、当該非居住者の所在国又は地域を記入すること。

【項目8】 証券種類（外貨証券）又は証券種類（円貨証券）
外貨証券の場合は証券種類名称を、円払証券の場合は証券銘柄コードに対応する具体的な証券銘柄名称をそれぞれ記入すること。
－円払証券は、証券種類コード名称の記入を要さないが、証券種類コードは記入すること。

【項目9】 証券銘柄コード（円払証券）
円払証券の記入にあっては、証券コード協議会（金融商品取引所が選出した委員及び業界委員をもって組織されたもの。）の定める銘柄コード（4桁）を記入すること。
－非上場の証券であってコード番号の付されていない証券は、コード番号を「9999」とする。

【項目10】 銘柄区分
負債性証券等について償還約定期間が1年を超えるものを中長期（00）、1年以内のものを短期（01）とすること。

【項目11】 外貨証券取引の場合取引区分・受託有区分
外貨証券売買取引について非居住者との直接取引（自己取引100）とし、本邦に所在する銀行等又は金融商品取引業者を経由する取引（以下「経由取引」という。）を区分して記入すること。
－経由取引にあっては、外国証券会社などの取引を本邦に所在する銀行等又は金融商品取引業者に取次ぎなどを依頼した場合を「200」として記入すること。
また、経由となる取引の依頼を受けた銀行等又は金融商品取引業者は、当該取引を自己取引に準じて記入するほか依頼者について上記表中の「一般法人（300）」から「中央銀行（400）」の11業種を分けて記入すること。
なお、円払証券売買取引については、本邦に所在する銀行等又は金融商品取引業者を経由して非居住者と行なった取引を除いて報告すること。また、前記の経由となる取引の依頼を受けた銀行等又は金融商品取引業者は、当該取引を自己取引に含めて報告すること。

【項目12】 売買金額、原価償却コード
売買金額は外貨証券に係る報告については未千ドル単位で、円払証券に係る報告については百万円単位で記入すること（単位未満は四捨五入）。
また、当該証券の券面通貨についてコード表に従い記入すること。

【項目13】 決済年月
当該売買契約に係る決済年月を記入する（年月の記入は【項3】に準ずる。）。